

4 公益財団法人宮城県スポーツ協会

1 基本情報

所在地	利府町菅谷字館40番地1			代表者	会長 鈴木 省三			
電話	022-356-1125	ファックス	022-356-8267	ホームページ	http://www.mspf.jp			
設立	平成6年3月8日	改革分類	自立支援団体	県担当課	企画部 スポーツ振興課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (51.0%)	第2位	県内市町村 (31.4%)	第3位	競技団体 (5.6%)	その他	宮城県市長会他 (12.0%)
		325,000 千円		200,000 千円		35,955 千円		76,705 千円
設立目的(定款等)	生涯スポーツの推進, 競技力の向上, スポーツ環境の整備を図り, 広く県民がスポーツの価値を享受し, 活力に満ちた幸福で豊かなみやぎの実現に寄与することを目的とする。						出資等総額	637,660 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1 公のスポーツ施設に係る管理運営事業	476,908	476,983	588,003	施設の貸与事業
全体事業に占める割合	61.2%	73.7%	71.3%	
事業2 競技・生涯スポーツ推進事業及びスポーツ環境整備事業	284,312	153,938	218,047	競技力向上促進事業, 国体・東北総体推進事業およびスポーツ少年団事業等
全体事業に占める割合	36.5%	23.8%	26.4%	
事業3 宮城県自転車競技場管理運営事業等事業	18,632	15,897	18,976	協会所有施設の運営・維持管理及びスポーツ安全協会宮城県支部受託等事業
全体事業に占める割合	2.4%	2.5%	2.3%	
その他の事業				
全体事業費	779,852	646,818	825,026	指定管理者 宮城県総合運動公園※ 宮城県第二総合運動場※
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

※共同企業体による管理

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
スポーツの振興を通じて県民のスポーツライフを支援し、「明るく豊かで活力ある宮城の郷土づくり」や、「県民総スポーツ社会の実現及びスポーツ競技力の向上」に寄与することが使命である。そのため、全県下でのスポーツ振興事業として、県民がスポーツに触れる、取り組む機会の提供や、競技力向上のための講習会等を開催し、「公益的理念」による県立体育施設の指定管理事業を実施し、管理施設における利用人数の増加と公益目的事業財源の安定確保を目指す。	管理する県有体育施設を活用したスポーツ推進事業を展開し、宮城県スポーツ推進計画の施策の柱である生涯・競技スポーツの推進及びスポーツ環境の整備において、重要な役割を担うことを期待している。また、県有体育施設の指定管理者として、共同で管理を行う民間企業等のノウハウを生かし、効率的な施設の維持管理を行うことを期待している。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が中止となったが、(1)に掲げた使命等を達成するため、万全の感染症対策を講じた上で施設の開放及び事業を実施し、県民がスポーツに取組むきっかけづくりや競技力の向上を図った。また、当期一般正味財産増減額が黒字となり、公益目的事業財源の安定確保に努めることができた。	新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、各事業について万全の感染症対策を講じ適切に対応した。東京2020オリンピック・サッカー競技開催に向け関係機関と連携し、適切に各種準備を行うなど、競技運営に尽力した。今後、更なる経営基盤の強化と県民スポーツの振興が期待される。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	毎月、顧問公認会計士及び顧問社会保険労務士による指導等を基に、適正な処理を実施した。また、関係法令や各種規程の確認を行い、法令及び規程を遵守し業務を遂行した。	公認会計士及び社会保険労務士と顧問契約を結び、定期的な点検を行うなど、会計・経理業務等の適正化を図っていることは大いに評価できる。	A
ロ 財務の健全性 ※1	当期一般正味財産増減額が8期連続で増となり、財政基盤の安定化が図れた。また、公益認定基準である財務3基準「収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額の保有制限」については、全て満たしており、引続き適切な処理に努めたい。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による事業中止等の影響はあったものの、一般正味財産増減額が8期連続で増となるなど、県有体育施設の指定管理者として、安定した利用料収入の確保に取り組んだことは評価できる。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で事業運営を行うとともに、スポーツ人口の普及・拡大、競技力向上及び財政基盤の安定化を図りたい。	公認会計士等の関与により組織運営と財務の健全化が図られている。また、感染症対策においても適時適切な対応が講じられている。引き続き、県としても経営基盤の強化と県民スポーツの振興について指導、助言を行っていくこととしたい。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	1,850,812	1,897,622	1,906,108	8,486
	流動資産	405,326	551,218	613,322	62,104
	固定資産	1,445,486	1,346,404	1,292,786	△ 53,618
	うち基本財産	637,660	637,660	637,660	0
	負債合計	104,337	152,519	154,796	2,277
	流動負債	79,765	127,379	138,046	10,667
	固定負債	24,572	25,140	16,750	△ 8,390
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	1,746,475	1,745,103	1,751,312	6,209
	指定正味財産	1,213,715	1,176,025	1,138,935	△ 37,090
一般正味財産	532,760	569,078	612,377	43,299	
正味財産増減計算書	経常収益	914,158	737,583	907,530	169,947
	うち事業収益	571,765	384,584	545,918	161,334
	経常費用	836,888	700,986	866,839	165,853
	うち管理費	14,879	14,011	14,158	147
	評価損益等調整前当期経常増減額	77,270	36,597	40,691	4,094
	当期経常増減額	77,270	36,597	40,691	4,094
	経常外収益	0	0	2,730	2,730
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	2,730	2,730
	当期一般正味財産増減額	61,986	36,318	43,299	6,981
当期指定正味財産増減額	△ 38,522	△ 37,690	△ 37,090	600	
当期正味財産増減額	23,464	△ 1,372	6,209	7,581	
県の財政的関与	補助金	237,276	265,592	246,530	△ 19,062
	委託金 ※2	7,935	10,080	7,200	△ 2,880
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	245,211	275,672	253,730	△ 21,942
	総収入 ※3	875,636	699,893	873,170	173,277
	総収入に対する補助金等割合	28.0%	39.4%	29.1%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	94.4%	92.0%	91.9%	-0.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	508.2%	432.7%	444.3%	11.6%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	8.5%	5.0%	4.5%	-0.5%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	1.6%	1.9%	1.6%	-0.3%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	16 (3)	16 (3)	17 (4)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	27	27	29	平均年収 (千円)	1名のため非公開
	プロパー職員	21	20	22	常勤職員(プロパー)	
	県OB	4	5	5	平均年齢	44.3
	県派遣職員	2	2	2	平均年収 (千円)	4,888
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	16	15	13			
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- % 不足数 -

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

4 公益財団法人宮城県スポーツ協会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			②③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	□	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
毎月、顧問公認会計士及び顧問社会保険労務士による指導等を基に、適正な処理を実施した。 また、関係法令や各種規程の確認を行い、法令及び規程を遵守し業務を遂行した。	公認会計士及び社会保険労務士と顧問契約を結び、定期的な点検を行うなど、会計・経理業務等の適正化を図っていることは大いに評価できる。	A

<参考指標>
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

4 公益財団法人宮城県スポーツ協会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				12

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
当期一般正味財産増減額が8期連続で増となり、財政基盤の安定化が図れた。また、公益認定基準である財務3基準「収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額の保有制限」については、全て満たしており、引続き適切な処理に努めたい。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による事業中止等の影響はあったものの、一般正味財産増減額が8期連続で増となるなど、県有体育施設の指定管理者として、安定した利用料収入の確保に取り組んだことは評価できる。	A

<参考指標>
合計点が 11～13点の場合：A(概ね良好) 7～10点の場合：B(改善の余地あり) 3～6点の場合：C(改善措置が必要) 0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)